

## 令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田将は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年11月8日（金） 午後4時00分

### 2 農業委員

出席委員 11名

1. 古川 和昭 委員      2. 高橋 雅浩 委員      3. 川村 誠司 委員  
4. 石井 晃 委員      5. 板橋 睦男 委員      6. 熊谷 弘和 委員  
7. 石井 正美 委員      8. 奥山 喜和子委員      9. 時田 将 委員  
10. 山田 芳裕 委員      11. 皆川 利一 委員

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

大野 辰夫 委員      尾形 真宏 委員      飯田 展久 委員  
鈴木 久夫 委員      渋谷 庄司 委員

### 3 事務局出席者

出席職員 4名

事務局長 市村 昌子  
事務局次長 浅海 一洋  
主 査 横山 晃  
主 事 補 田中 一季

### 4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について	2件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について	6件
報告第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明について	1件

### 5 開 会 午後4時00分

時田 議長      ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長      議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、  
3番、川村誠司委員、  
4番、石井晃委員を指名いたします。

時田 議長

お諮りいたします。

議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長

ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。

今回の現地調査班は3班です。

古川和昭班長より総括報告をお願いいたします。

古川 班長

議長

時田 議長

1番、古川和昭班長

古川 班長

3班の現地調査の報告をいたします。

1月1日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、班員3名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員4名と共に現地調査を実施しました。

提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について1件、農地法第4条の規定による許可申請について1件、農地法第5条の規定による許可申請について1件の合計3件です。

3班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

なお、詳細につきましては班員より報告いたします。

以上で3班の総括報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

時田 議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

本申請は、譲渡人は担い手不足のため、譲受人は農業経営の拡大を目的とした所有権移転を行うものです。

申請地は、畑4筆、合計面積4,073平方メートルです。

営農計画は、栃木県宇都宮市の農地所有適格法人の代表者及び職員2名が当該地近隣に居住していることから、本申請地で長ネギの栽培を行い、市場出荷するとのことでした。

譲受人の取得後の経営面積は7.4ヘクタール以上となり、代表者の年間の従事日数は180日で、本申請地に係る専農従事者数は3名です。なお、内2名の従事者については本申請地取得に伴い雇用するものであるとのことで、代表者が教えながら営農していくとのことです。

また、所有農業用機材、全部耕作等の許可要件については、聞き取りと当該地の農業委員会事務局に確認しており、問題はありません。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

熊谷 委員 議長

時田 議長 尾形真宏推進委員

尾形 委員 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑4筆、合計面積4,073平方メートルの普通畑です。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、今回の申請地の間にある農地の購入予定について確認したところ、所有者には農地の耕作状況を確認してからと言われているので、その後になる予定とのことでした。次に、申請地の耕作用の農業機械について確認したところ、知り合いの農家にしばらく借りる予定であるとのことであったため、借用書の依頼をし、本日、提出された借用書を確認いたしました。また、市場出荷等への作業場の確認をしたところ、ビニールハウスで賄うとのことであったことから、ビニールハウスの作業場であっても農地転用が必要になる旨を伝えました。最後に、営農方法に変更等が生じた場合は、事前に農業委員会事務局に相談すること、本法人は農地所有適格法人であることから、毎年の報告書を提出するよう指導いたしました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第1号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第1号は可決されました。  
時田 議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、  
を議題といたします。  
時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。  
横山 主査 議長  
時田 議長 横山主査  
横山 主査 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積828平方メートルの公衆用道路用地です。

申請理由は、申請人が相続以前より使用されていたアスファルト敷きの公衆用道路及び一部を雑種地として使用していたものを砂利敷きにして登記地目を公衆用道路に是正するもので、転用計画は適当であるものと思われれます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策につきましては、一部砂利敷部分については自然浸透とし、農地との境界部分にはコンクリート板を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存施設の登記地目を是正するものであることから、他の土地では代替えがきかないものと思われれます。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、本申請は違反転用と思われるものの是正であり、始末書の提出もあることから、特に問題はないものと思われれます。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。  
大野 委員 議長  
時田 議長 大野辰夫推進委員  
大野 委員 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、を報告いたします。

11月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積828平方メートルの登記地目は畑ですが、現況は公衆用道路及び雑種地です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、本計画で砂利敷きになる箇所について、砂利が散乱しないようにすること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書及び転用事実確認書を提出するとともに、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

田中主事補

議長

時田 議長

田中主事補

田中主事補

議案書の5ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、をご説明いたします。

申請地は、畑2筆、合計面積188平方メートルの所有権移転による資材置場拡張用地です。

申請理由は、譲受人は市内で造園業を営んでおり、現在、本申請地隣接及び他市に資材置場がありますが、その他市の資材置場が借りれなくなることから市内の資材置場を拡張並びにその近隣に増設するもので、転用計画は適当であるものと思われま。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を転圧のみとして自然浸透させるとともに、土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、既存施設の拡張等であることから、他の土地では

代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、金融機関の残高証明書により確認しています。  
関係法令につきましても、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

板橋 委員 議長

時田 議長 5番、板橋睦男委員

板橋 委員 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を報告いたします。

11月1日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑2筆、合計面積188平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、資材が盆栽等であることから、盗難等に留意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出し、提出6か月後に転用事実確認書を提出し、地目変更を行い、事業計画に変更等が生じた場合は農業委員会事務局に相談するよう指導しました。最後に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

議案第3号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、議案第3号は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第4号までを事務局から報告願います。

横山 主査 議長

時田 議長 横山主査

横山 主査 議案書の6ページをご覧ください。

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について1件につきましては、内容等に不備はありませんでしたので、事務局長専決により、これを受理いたしました。

議案書7ページから9ページをご覧ください。

報告第2号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について2件、報告第3号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について6件の合計8件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書10ページをご覧ください。

報告第4号引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていたので、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長

以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第11回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 12月 5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 川村 誠司

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 晃